

議会運営委員会

平成29年3月21日午前9時から委員会室で開かれた。

1. 出席委員

◎木澤 正男	○伴 吉晴	小村 尚己
平川 理恵	井上 卓也	嶋田 善行
奥村 容子		
中西 議長		

2. 理事者出席者

総務部長 植村 俊彦

3. 会議の書記

議会事務局長 黒崎 益範 同 係 長 大塚 美季

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 小村委員、平川委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されていますので、ただいまから議会運営委員会を開会し、本日の会議を開きます。

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名いたします。

会議録署名委員に、嶋田委員、井上委員のお2人を指名いたします。お2人には、よろしく願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布していますレジメのとおりでございますので、レジメに沿って進めてまいりたいと思います。

初めに、1. 協議事項、（1）平成29年第1回斑鳩町議会定例会についてを議題といたします。

①の付議議案の取扱いにつきまして、お手元の委員会付託議案の審査結果をごらんいただきたいと思います。各委員会に付託されました19議案のうち、陳情第1号 介護保険制度の見直しに対する陳情書については賛否の討論があり、賛成少数で不採択とすべきものと決しております。他の18議案は、満場一致で可決・認定されております。

暫時休憩します。

（ 午前9時01分 休憩 ）

（ 午前9時01分 再開 ）

委員長

再開いたします。

いずれの議案につきましても最終日の本会議で採決となりますが、ここで、討論の有無について、確認をさせていただきます。

ただいま申しあげました議案のうちで、委員会で討論となりました陳情第1号につきましては、議員提案で意見書を提出する予定です。このほかの議案で討論等を予定されている議案、あるいはまた、討論の予定があるとお聞きになっている議案などがありましたら、議長次第にもかかわってきますので、あらかじめお聞かせいただければと思いますが、

ございませんでしょうか。

(な し)

委員長

私のほうで、一般会計予算に対して修正動議を提出させていただく予定にしておりますので、討論を予定していることを報告しておきます。

そうしましたら、この修正動議に対する取り扱いについて、確認をしておきたいと思います。

委員長報告の後、議長から各議案について順に諮っていただきますが、議案第12号では、まず、議案第12号とこれに対する修正動議を一括議題といたします。次に、修正動議について提出者の説明を受け、その後、これに対する質疑をお受けいたします。

資料を入れておりますので、ごらんいただきながらお聞きいただきたいと思うんですけども、議案第12号、平成29年度斑鳩町一般会計予算についていう資料を事務局のほうでつくっていただいております。これをごらんください。

質疑をお受けします。その後にはですね、次、討論を行います。一括議題ですので、修正案と原案に対して一括して討論を行うことといたします。討論の順番は、会議規則第52条で、「討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者を、なるべく交互に指名して発言させなければならない」と規定されており、今回、修正案が提出され、まず、修正案の提案説明、すなわち修正案賛成の発言を行っていることから、賛成者と反対者を交互に発言させるため、討論は、修正案に対して反対、すなわち原案賛成の議員の討論を最初に行い、次に、修正案に賛成の議員の討論を行うことといたします。

その次に、採決を行います。採決はそれぞれ個別に行わなければなりませんので、まず、修正案に対して採決を行います。次に、原案についての採決を行います。修正案が可決された場合には、修正議決した部分を除く原案について採決を行い、修正案が否決された場合には、原案について採決を行います。

ただいま申しあげました手順で進めたいと思いますが、これにご異議

ございませんでしょうか。質疑等があれば、お受けしたいと思いますが。

(な し)

委員長

よろしいですか。

それでは、異議なしと認めます。

修正動議の取り扱いにつきましては、ただいま申しあげましたとおり進めていただくことといたします。

なお、本会議における討論につきましては、これまでの例により、賛否の討論者をそれぞれ1名ずつとすることで確認しておきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

賛否の討論は各1名ずつということで、確認をしておきます。

それでは、①の付議議案の取扱いについては、以上で終わります。

次に、②要望書の取扱いについてを議題といたします。

これまでに1件の要望書をお受けしております。この取り扱いについて、ご協議いただきたいと思います。

まず初めに、この文書を受けた経緯などについて、簡単に事務局から説明をお願いします。黒崎議会事務局長。

議会事務
局長

それでは、提出を受けました要望書につきまして、経緯などを報告させていただきます。

平成29年度理科教育設備整備費等補助金事業実施のお願いでございますが、公益社団法人日本理科教育振興協会会長大久保昇氏から郵送されたもので、去る3月7日に受け付けをしたものでございます。

内容といたしましては、小・中・高等学校の観察・実験機器の整備を図り、理科教育環境を充実するため、国庫補助金である平成29年度理科教育設備整備費等補助金事業の活用を求めるものでございます。

なお、教育委員会総務課に確認をいたしましたところ、この補助金事業につきましては、既に県教育委員会へ事業計画書を提出済みであるとのことでございます。以上でございます。

委員長 ただいま議会事務局長から説明がありましたが、この要望書の取り扱いについて、委員皆様のご意見をお受けしたいと思います。 嶋田委員。

嶋田委員 これは毎年出されているように思うんですけども、当町の教育委員会へ聞きますと、要望あったらその都度補充しているという返答をいただいておりますので、恐らくことしも、今年度いうんですか、そうであろう、また来年度もそうであろうと思いますし、これは、ただいま事務局長からの説明で、申請を出しているということなので、これは配布にとどめておいていいのではないかなと思います。

委員長 ほかの委員さん、いかがでしょう。
そのように取り扱いさせていただいてよろしいですか。

(異議なし)

委員長 それでは、ただいま議題となっております要望書につきましては、各議員に配布にとどめるということで、確認をしておきます。

次に、③追加日程についてを議題といたします。

お手元の追加日程表をごらんいただきたいと思います。

追加日程 1. 発議第 1 号 議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例について、追加日程 2. 発議第 2 号 斑鳩町議会事務局処務規程の一部を改正する規程については、協議事項 (3) 及び (4) で改正の内容についてご協議いただく予定としておりますが、2月21日の議会運営委員会において、改正することについてはご異議がないということを確認いたしておりますので、追加日程としてあげております。

次に、追加日程 3. 発議第 3 号 「介護保険制度の見直し」を求める意見書について、追加日程 4. 発議第 4 号 際限ない年金削減をストッ

プし、若者も高齢者も安心できる年金制度への改善を求める意見書について、追加日程 5. 発議第 5 号 「テロ等組織犯罪準備罪」(共謀罪)の立法を行わないことを求める意見書について、追加日程 6. 発議第 6 号 無料公衆無線 LAN (Wi-Fi) 環境の整備促進を求める意見書について、以上の 4 件は、議員発議で意見書が提出されるものです。

現在までに追加日程を予定されているものはこの 6 件ですが、このほかに、提案等を予定されているもの、あるいはまた、提案等の予定があるとお聞きになっているものはございませんでしょうか。

(な し)

委員長 それでは、議員提案の予定は、これ以外の部分では、現時点ではないということを確認しておきます。

追加日程として予定されているものは以上ですが、これまでのところで、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

ございませんか。

(な し)

委員長 それでは、最終日の議事運営については以上のように進めさせていただきますので、議長には、進行方よろしく申し上げます。

平成 29 年第 1 回斑鳩町議会定例会については、以上で終わります。

次に、(2) 次期定例会等の日程についてを議題といたします。

次期定例会等の日程といたしましては、5 月臨時会及び 6 月定例会の日程について、ご協議いただきたいと思います。

まず、皆さんのお手元にお配りいたしております日程案等について、事務局から説明をお願いします。 黒崎議会事務局長。

議会事務局長 それでは、次期定例会等の日程案につきまして、ご説明をさせていただきます。

初めに、6 月定例会の日程案について、ご説明をさせていただきます。

お手元の日程表（案）をごらんいただきたいと思います。

お手元にお配りをいたしております日程表（案）でございますが、6月の1日が、町長公務、県外出張のため、6月2日金曜日を初日とし、6月21日水曜日を最終日とする、会期20日間の案をお示しをいたしております。

まず、6月2日金曜日を初日とし、本会議終了後に広報発行常任委員会を開催、6月3日土曜日から6日火曜日は休会、7日水曜日、8日木曜日を一般質問とし、9日金曜日は建設水道常任委員会、10日土曜日、11日日曜日は休会、12日月曜日は農業委員会のため休会、13日火曜日は厚生常任委員会、14日水曜日は総務常任委員会、15日木曜日は調整日として休会、16日金曜日は議会運営委員会、17日土曜日から20日火曜日までは休会とし、21日水曜日を最終日とする、会期20日間の案でございます。

続きまして、5月の臨時会の日程についてでございますが、理事者のほうと日程調整をいたしましたところ、町長、教育長と公務出張のため、開催可能日といたしましては、5月の8日月曜日か15日月曜日のどちらかになってまいります。どちらかを選択するというふうになりますと、事務局の希望といたしましては、5月の事前委員会等を合わせ考えますと、できましたら余裕を持ってスケジュールが組めるように、5月8日月曜日を臨時会の開催日にしていただけたらというふうに考えております。

以上、日程案のご説明とさせていただきます。よろしくご審議のほど、お願いを申し上げます。

委員長 ただいま事務局長から説明のありましたことについて、質疑、ご意見等があれば、お受けいたします。 伴委員。

伴委員 まず、6月の定例会ですが、普通1日からというものが2日になっている。今、局長の説明で、結局、町長の公務やと。具体的にどのような公務か、ちょっとわかれば教えていただきたいんですが。

議会事務局長 小城製菓の事業に係る記念式典がございまして、そちらのほうに参加をされるということで伺っております。

伴委員 これは公務に当たるのか、何とも、法人版ふるさと納税ですか、それで寄附を受けた企業さんに、これ、今後のこともありますので、今まであまりなかったと、私がこちらに来させてもらってからではなかったケースやと思うんです。ただ、どうしても仕方ないとき、議会のほうも協力して日程調整していくというのは、それはあることやと思いますねんけど、今回、ちょっとこれ、皆さんにもご意見していただいて。私、ちょっとおかしいん違うかいなど、今、ちょっと感じている。

それで、5月の臨時会のほうも、普段では10の日は、大体10日前後ということで、これ、8日か15日しか。これもちょっと、町長のご予定、わかったら、局長にお願いしたいんですが。総務部長でも結構です。

委員長 黒崎議会事務局長。

議会事務局長 町長の公務の日程の内容でございしますが、東アジアサミットのほうに参加をされるということで伺っております。

伴委員 それは、場所と期間はどのような感じになっておるのでしょうか。

委員長 植村総務部長。

総務部長 正式には、東アジア地方政府会合と申します。毎年、奈良市で開催をしている、奈良県主催の、奈良県主催というか、奈良県が主体となった会議でございすけれども、来年度は5月の10日、11に、中国の成都市で開かれると聞いております。今の予定では、5月9日に出発、12日に帰着予定でございす。

伴委員 これも非常に長期で、これは確かに8日、15日しか難しいと。ちょ

っとこのあたり、全部この議会と。たしかこの3月の議会も、一般質問のところで途中で退席されると、町の行事で退席されるという話もございました。今までからもそんな形で、できるだけ協力するところ協力するという形でできておりますが、これ、非常に最近、非常に多い、そして初日であったり、大切な5月の臨時会等にかかってきていると。

ちょっこのあたり、どうかいなって思いますので、ちょっと皆さんの意見、聞きたいと思います。

委員長

ただいま伴委員から提起いただいた件につきましてですが、町長の出張等が入って、議会の日程を、通常でしたら、定例会、1日からのところですけども、それをずらすと。臨時会につきましても、大体5月の10日、11日で毎回行ってきましたけども、それについても日程をずらしていくということで、打ち合わせの段階では調整をしてきましたけども、3月定例会についても、一般質問の日程を調整するというようなところもありまして、こういうものが続くというのはいかがなものかということでございますが、委員の皆さん、ご意見等ございましたら、お受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。 小村委員。

小村委員

私も、伴委員と同様の意見でございます。特に3月も、一般質問、ちょっと議会軽視じゃないのかなっていうふうには、非常に思います。公務の内容にもよるとは思うんですけども、一般質問は、私たちにとって、見方によっては花形な部分もありますし、しっかりと町の意見を聞く場でもございますので、それと、やっぱり民間の業者に行かれたりだとかっていうところでいうと、ちょっと町のほうも考えていただかなきゃいけないのか、町長のほうも考えていただかなければいけないのかなっていうふうに、率直に思っております。

委員長

ほかの委員さん、いかがでしょうか。 平川委員。

平川委員

私も同意見です。特に3月の一般質問のときに途中退席されるって聞いたとき、ちょっと私は意外なふうに感じました。っていうのも、議員

のほうから要望なり、意見なりを言うのを、町の最高責任者が途中退席するというその姿勢にいかがなものかなっていうふうに感じておりましたので。

今回の議会の日程について、ちょっと過去の経緯がよくわからないんですけれども、今まで1日にやるっていうことで合意形成ができていたのであれば、そこはきちんと配慮して、しかもその日程の中身が、何て言うのかな、内容にもよるとは思いますけれども、そのあたり、きちんと配慮していただければというか、ちょっと町としても考えていただけるようにすべきじゃないかなっていうふうには感じています。

委員長 ほかの委員さん、いかがでしょうか。

 (な し)

委員長 大体、今、3名の委員さんから、議会の日程については、それはやっぱり町長としては優先して日程調整を行っていただくべきだということ意見いただいたなと思うんですけれども、今回こういうふうに定例会と臨時会と日程提案していますけれども、これについては、再度、町長の日程調整が可能なかどうか、打診をしてみるということで、暫時休憩をとって、今すぐ返事が出るか、出ないかもわからないんですけれども、1回聞きに行ってもらおうということ、部長のほうに。 嶋田委員。

嶋田委員 会議規則かな、これには、定例会は、3月、6月、9月、12月に開催するということがうたわれていますけれども、1日に開会せなあかんということはどうもうたわれていないと思うんです。そやからそこらへんは理事者側と話し合いをもってやっていけばいいとは思いますが、公務出張がどういう理由か、それによるんではないかなと思うんですわ。ただ1日にせなあかんさかいに、1日外れているさかいおかしいいうのではなしに、どんな公務かいうのですね、そこらへん、理事者側にちょっと考えてもらわな、何でも公務、公務と言え、それで通用するのかということになってくると思うのでね。せやから、今、理事者側にちょ

っとどんな公務か聞いていただいて、それがほんまに公務なのかどうか。大きく言えば、公務なんでしょう、町長が出席しはるいうことは。そこら辺の問題だと思うんです。せやから、これ、1日から始まって、僕はいいと思うんですわ。そやけど慣例的には1日から始めていますのでね、そこら辺、どう考えるかということだと思います。

委員長 改めて、嶋田委員からもご意見いただきましたけども。 伴委員。

伴委員 私も、今、嶋田委員おっしゃるようにね、その内容やと思うんですわ。結局、どこまでが公務になって、そしてその。別に私かて、1日に絶対固着しているわけでもないです。やっぱり曜日の関係になれば、1日が祭日、土日になることもあるし、逆にそれが不具合が出ることもある。前の月の後ろからやることも、その辺柔軟に今までやってきた。ただ、最近非常にそういうような形の、町長の都合っていうものが非常にあって、そこで、ん、と思うようなところがあって、何かやっぱりここはひとつ、やっぱり議会として、何かこう、これはええけど、これはっていう、なかなか難しい、線引きは難しいと思いますが、一定の、何かこう、ガイドラインじゃないですが、そういうのも一遍議論しておく必要があるん違うかなという思いで、ちょっと私自身は提案させていただきました。私、このやつが、どうしても町の、皆の利益になるものであれば、2日でええと思うんです。やっぱり納得できるものであれば、決して。

これは、小城製薬さん、これ、何か、総会か、記念行事か、何かそんな、もしわかれば。どんな内容なんですかね。

委員長 植村総務部長。

総務部長 小城製薬株式会社からご案内として来ておりますのは、設立70周年・亀岡工場開設35周年記念式典でございます。6月1日の、記念式典は12時半からで、その前、午前中に工場の見学があるということをお伺いしておりますけれども、場所といたしましては、京都府の亀岡市で行われると聞いております。斑鳩町長宛にきておりますので、公務と

いうことをご了解をいただきたいと思います。

委員長 ほかにご意見ございませんか。 奥村委員。

奥村委員 先ほどから皆様のご意見聞かせていただいて、そのとおりだとも思いますし、もう少しやっぱり、議会のほうの尊重していただけたらと思います。

委員長 伴委員。

伴委員 結局、これ、小城製菓さんとは、結局、寄附金を、寄附金っていいですか、ふるさと納税、寄附金ですわね、をいただいた関係だけですわね。結局、もしこれが何社かあれば、全部そういうような形で、その記念式典が公務、また何かのときに呼ばれたら公務になっていくのか。町長宛にきているから、今、部長、公務やおっしゃられましたが、これは。それか、また、協定を結びおうている、大学ですけど、それやったら何となく雰囲気はわかりますねんけど、単に寄附金先だけですわな、今のところ。これが公務、なりまんねやろか。ちょっとその辺、なってきたら、公務だらけになってしまいますわ、出られたら全部公務になってしまうと。どうなりまんねやろ。ちょっと、公務っていう考え方いうのに対して、ちょっとわからないんです。私自身もわかりません。教えていただきたいような感じなんですけどね。

委員長 植村総務部長。

総務部長 一般論になるかもしれませんが、町長初め特別職は、いわゆる勤務時間等の規定がございませんので、町長として行う業務については全て公務という取り扱いでございます。もちろん町長が個人的に買い物に行かはるとかいうのは公務という扱いにはなりませんけれども、基本、町長として活動される場合は、全て公務という取り扱いでございます。

委員長

暫時休憩します。

(午前9時25分 休憩)

(午前9時30分 休憩)

委員長

それでは、再開いたします。

伴委員。

伴委員

この件に関しては、正直、もう、今、お返事されているっていうような感じも、私、受けておりますし、今回はもうこういう形ですが、今後、やはりいろいろな形でやっぱり議会と相談して、事前にわかるものであればお返事される前に議会と相談してほしい。そしてまた、こういう形で聞いていないものが、なぜ、この、いつもと違うなということになってきたときには、やっぱり事前にも話しさせていただいたと。公務の幅は広いかわからんけど、やはり議会を大切にしてほしいということ、私自身、今、思っておりますので、そのあたり、また調整していただくということをお願いしておきます。

委員長

ほかの委員さん、よろしいですか。

(異議なし)

委員長

そうしましたら、ただいま伴委員がおっしゃったように、今後の日程調整については議会に対してきちっと配慮をしていただくと。今回の件につきましては、もう改めて日程調整はせず、提案させていただいた日程で進めさせていただくということで確認したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長

それでは、5月臨時会の日程は5月8日月曜日を予定、また、6月定

例会の日程は、お手元の日程表の案のとおり予定をしておくということで委員会として確認をしておきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

次期定例会等の日程については、ただいま申しあげましたとおり、予定ということで確認をしておきます。

ほかに総務部長のほうから、何か報告はございますか。

(な し)

委員長

総務部長には、他の公務もございますので、ここで退席していただくことといたします。

暫時休憩いたします。

(午前9時32分 休憩)

(午前9時32分 再開)

委員長

再開いたします。

次に、(3) 議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本条例改正につきましては、2月21日の議会運営委員会において、総務部長から、町としては、ゼロ・ウェイスト宣言、子育て応援宣言、町章、町の木、町の花、町の鳥の制定、変更及び廃止に関することについてを議会の議決すべき事件として追加していただきたいということでお話をいただきました。それを受けて、お手元の改正案を作成いたしましたので、この改正案について、事務局から説明をお願いします。

黒崎議会事務局長。

議会事務
局長

それでは、（３）番目の議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明をさせていただきます。

初めに、最終ページ、要旨のほうをごらんください。議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例（要旨）でございます。町の方針を内外に表明する宣言や、町の象徴である町章、町の木、町の花及び町の鳥の制定・改廃については議会の議決を得ることが適当であることから、議会の議決すべき事件に追加するとともに、文言の整理を行うもので、施行期日は、平成２９年４月１日とするものであります。

恐れ入りますが、２枚目の新旧対照表のほうをごらんいただけますでしょうか。第３号に町の宣言の制定及び改廃に関すること及び第４号に町章、町の木、町の花及び町の鳥の制定及び改廃に関することを追加するとともに、右側の旧の部分でございますが、第２条第２号で、基本構想の策定、変更または廃止に関することと規定をいたしておりますが、「変更または廃止」の文言につきまして、第１号で規定する斑鳩町町民憲章の「制定及び改廃に関すること」の「改廃」に文言を改めるものであります。そうすることによりまして、第１号から４号までの全てにおいて「改廃」に統一を図っていくというものでございます。以上でございます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑、ご意見等があれば、お受けいたします。

ございませんか。 嶋田委員。

嶋田委員

これは、蛇足いうのか、考えすぎいうのか、それなら、木、花、鳥以外のことについては、どうなりますねやろ。

委員長

黒崎議会事務局長。

議会事務
局長

現在のところ、町のほうから、これらについて議決をする事件のほうに入れてほしいというふうな要望がございまして入れるものでございまして、新たにこれ以外のものが来れば、新たにまた町と、相談というか、

等あったり、議会のほうから入れるべきというものが出た場合は、新たに追加をするというふうなものでございます。

嶋田委員 わかりました。文章にするというのは難しいですからね、今、僕が言うたようなことは。そやから、これはこれで結構かと思うし、またその都度審議していけばいいかなとは、今、思います。

委員長 想定できるものであれば、それを想定した文言にすれば、整理すればいいでしょうけど、まだちょっと何が出てくるかどうかっていうの、今の段階では想定できませんので、出てきているもので整理をさせていただいているところです。

宣言のほうにつきましては、今後も町の宣言が新たにふえるだろうということは想定できますので、それは対応できるような形で整理をさせていただきます。

よろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 それでは、議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例については、お手元の改正案のとおり改正することとし、当委員会の委員会発議をもって提出したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

それでは、本条例については、お手元の改正案のとおり改正することとし、委員会発議することといたします。

次に、(4)斑鳩町議会事務局処務規程の一部を改正する規程についてを議題といたします。

本規程の改正についても、2月21日の議会運営委員会において、総

務部長から、町としては、議会事務局に出向させる職員の人選を一層幅広く行うことができるよう、議会事務局に課長補佐級の配置を可能とさせていただきたいということでお話をいただきました。それを受けて、お手元の改正案を作成しましたので、この改正案について、事務局から説明をお願いいたします。 黒崎議会事務局長。

議会事務局長 それでは、（４）番目でございます斑鳩町議会事務局処務規程の一部を改正する規程についてでございます。

最終ページの要旨をごらんいただけますでしょうか。斑鳩町議会事務局処務規程の一部を改正する規程（要旨）でございます。議会事務局の職員の職について、課長補佐の配置を可能とするとともに、職員の定数について、斑鳩町職員定数条例に定めるところによる旨規定するため、所要の改正を行うものであり、平成29年4月1日から施行するものでございます。

恐れ入ります、2枚目の新旧対照表をごらんいただけますでしょうか。前回の議会運営委員会でのご意見をもとに作成をいたしておりますが、第2条の第2項で、前項に定めるもののほか、事務局長補佐を置くことができる。この場合において、事務局長補佐は、係長を兼務する。第3項で、事務局の職員の定数は、斑鳩町職員定数条例（昭和43年3月斑鳩町条例第11号）の定めるところによる。第5号でございますが、事務局長補佐は、事務局長を補佐し、局務を掌理する。この3つの項を追加するものでございます。以上でございます。

委員長 ただいま説明がありましたので、質疑、ご意見等があれば、お受けいたします。 嶋田委員。

嶋田委員 この新の2ですね、前項に定めるもののほか、局長補佐を置くことができる。この場合において、事務局長補佐は、係長を兼務する。兼務することができるやなしに、もう兼務すると言い切るわけですか。

委員長 黒崎議会事務局長。

議会事務局長 今現在、事務局の職員の定数につきましては、定数条例の定めるところにより、3人ということになっております。第2条の1号のですね、1項の1号、2号、3号に、事務局長と係長と書記を置くということになっております。この3名について必ず置くということになっておりますので、課長補佐を置いた場合は、3名の定数によって補佐が係長を兼務するというふうに規定をしております。

嶋田委員 僕、そこらへんちょっとわからへんねけど、この事務局長補佐は、係長補佐。これ、どうなるねんな。事務局長補佐という名称をつくったら、それに当たる人は、役場の職員のあれはどうなるの。係長以上という形で考えてええんかな、役職名。

議会事務局長 職務の等級から申しあげますと5級で、通常の課長補佐の等級の職員を置くということでございます。その等級の職員を置いて、係長を兼務させると。1項のほうで、この事務局長と係長と書記は必ず置くということになっておりますので、補佐を置いた場合は必ず係長を兼務させるということでございます。

嶋田委員 せやねん。せやから、ここに書いてあるね、事務局長補佐というのは、課長補佐ということでええわけやね。

議会事務局長 はい。

嶋田委員

せやから、係長は事務局長補佐にはなられへんわけやね。

議会事務局長 課長補佐級ということでございまして、係長、職務の級から言うと4級で、補佐にはなれないということでございます。

嶋田委員 それならもう一遍確認するけど、事務局長補佐というのは5級いうて、ちゃんと文言があるわけやね。

議会事務 そのとおりでございます。

局長

委員長 平川委員。

平川委員 すみません、ちょっとわからないんですけど、係長と書記が兼ねるということはないということでもいいんでしょうか。係長が書記を兼ねる。だから、事務局長がいて、事務局長補佐がいて、それで係長が書記を兼ねるということはまずないという感じでいいんでしょうか。

議会事務 今現在の想定では、兼ねることは考えられていないということでございます。

局長

委員長 暫時休憩します。

(午前 9時44分 休憩)

(午前10時00分 再開)

委員長 それでは、再開いたします。

ただいま委員から指摘がありました件につきまして、新旧対照表のほうの第2項ですね、「前項に定めるもののほか、事務局長補佐を置くことができる。この場合において、事務局長補佐は、課長補佐級を充てるものとし、係長を兼務する。」という文言に訂正をしたいと思います。ほかにございませんか。

(な し)

委員長 そうしましたら、斑鳩町議会事務局処務規程の一部を改正する規程については、ただいま訂正したとおりに改正し、当委員会の委員会発議をもって提出したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、10時10分まで休憩します。

(午前10時01分 休憩)

(午前10時10分 再開)

委員長

再開いたします。

先ほど確認いたしました斑鳩町議会議務局処務規程の一部を改正する規程についてですが、先ほど「課長補佐級を充てることとし」というふうに言いましたけども、正式には、「課長補佐級の職員を充てることとし」ということで文言の訂正をさせていただきます。

それでは次に、(5) 斑鳩町議会運営の実務(先例と慣例)の一部改正についてを議題といたします。

これにつきましては、農業委員会等に関する法律改正により農業委員の選出方法が変更され、議会からは農業委員を選出しないこととなったこと、また、西和衛生試験センター組合がこの3月末をもって解散されることに伴い、斑鳩町議会運営の実務(先例と慣例)の改正が必要となる部分があることからあげさせていただいているものです。

それでは、本改正案について、事務局から説明をお願いします。

黒崎議会議務局長。

議会議務
局長

それでは、斑鳩町議会運営の実務(先例と慣例)の一部を改正する新旧対照表のほうをごらんいただけますでしょうか。

ここで、第1章 議会の構成の役職の選出の方法がございしますが、第14のところの農業委員会委員の選出等に関する規定がございしますが、これを削りまして、続けて、第15と第16をそれぞれ1項ずつ繰り上げるといってございします。

続きまして、裏面のほうに、第3章ですね、議会から選出する議会外の各種委員会委員の選出方法の先例がございしますが、第3の委員の選出

に関する規定から西和衛生試験センター組合を削除するものでございます。以上でございます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑、ご意見等があれば、お受けいたします。よろしいですか。

(な し)

委員長 それでは、斑鳩町議会運営の実務（先例と慣例）の一部改正については、お手元の改正案のとおり改正することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

こちらにつきましては、本会議の議決は必要としておりませんので、ただいまの確認をもって、また全員協議会でも報告させていただいた後、改正することといたします。

それでは、2の協議事項については、以上で終わります。

次に、3. その他について、各委員から質疑、ご意見等があれば、お受けいたします。ございませんか。

(な し)

委員長 それでは、私のほうからいくつかちょっと提起させていただきたいんですけども、まず1つは、予算委員会を傍聴させていただきまして、進行ですね、これまで、以前は、総務の所管についてはもう予算書どおりに、総務やったり、民生やったり、衛生費やったりという形で進めていっていましたが、理事者の出席の兼ね合いで、今、理事者の出席していただいた部分に予算書のほう、審議のほうを合わせて行っていっていましたが、今年度4月から新たに機構改革が行われて、新たに所管の担当課が変わったことによって、例えば総務費のところでも、いくつ

かのところにまたがって、部分的に分かれて出てきてしまっている。審議をする際にですね、非常にわかりにくいなと思って見ていたんですけども、そのことから、以前のように、もう総務費は総務費でまとめて審査をするということで、それに必要な理事者に出席をいただくという形にまた改めていってはいかがかなというふうに思ったのが1点ですね。

それと、またこれ、別件なんですけども、一般質問のことについてなんですけども、住民の方から、一般質問、内容、どんなことをやらはるのかわからないので、事前に通告を出してはるんやったらその内容をホームページ等でお知らせしていただいたほうが、傍聴にも行きやすいし、傍聴もふえるんじゃないかということでご意見いただいたので、そういうふうにシステム改めることが可能なかどうか、これも皆さんにご意見をお聞きしたいなというのが2点目ですね。

それと、3点目なんですけども、予算の審査のあり方ですね。本会議の日程の組み方等にもかかわってくるんですけども、今回、また予算の修正案という形で出させていただいたんですけども、いつも、予算書をいただいて予算修正案をつくるのに、日程的にすごく期間がないので、予算委員会終わってから提出をするという形に、今、なっています。ただ、その段階では、もう予算委員会終わってしまっていて、原案に対しての審査は終わって賛否の態度表明をされているので、後から予算修正案が出てきても、それに対しての対応はできないということでご意見いただいています。だから、できれば、町のほうにも働きかけはしていこうと思いますけども、予算書自体をもう少し早く出してもらおうとか、あとは、予算委員会の日程等を調整して、なるべく予算委員会までに修正案があるのであれば提出をするというような日程調整等ができないかなというふうに思っています。これについても、今後、ちょっと議論をしていきたいなということで、一応3つ、ちょっと提起をさせていただきたいなと思っています。

議会の運営にかかわることですので、今回、すぐ議論して結論を出すということは無理だと思っていますので、また次年度以降で協議をしていければなというふうに思っていますが、今の段階で提起させていただ

いて、皆さんのほうで何かご意見等がありましたら、お受けしたいなと思うんですけども。 伴委員。

伴委員

特に、今、委員長言わはった3つ目のやつですね。私も予算委員会、委員として入らせていただいて、したんですが、結局、後から修正案出していただいても、もう態度表明もさせていただいていますし、結局やっぱり修正案が予算委員会開く前に出していただければいろいろな形でまた考えられたなというのは、私が申しました。やはりタイミング的にも、自分の意思表示もしているし、また、それを踏まえた議論もできたのということで、やはり今後、やっぱりもうこれは、今、こういう時期ですので、次年度からはちょっとやっぱり、議会の権限の強化っていいですか、そういう面からも、やっぱりここは修正していかんといかんということで、包括的な、やっぱり一般会計であれば、包括的にもう賛成か、反対かになって、それぞれの委員、私、聞いていまして、それぞれ、この部分はちょっと私は違う意見やというのを皆さん持つておられるように感じましたし、私自身もありました。そういう面からも、やっぱりそういうような形で、今後、もし可能であれば、そうすることによって、修正っていうものに対して緊張感がやっぱり理事者側からも出ると思いますので、私はその、今、委員長が言った3番目のことに対しては、今後やっぱりやっていけるものであればいきたいなというように思っております。

その場合、委員会だけで、事前に全員協議会か、また違う懇談会みたいな形で今回の予算についてみんなで話し合おうかと、別に予算委員会入っていない方も含め、予算に対してやはり相談し合って、議員同士が協議して、やはりその辺詰めていくっていうことが、やっぱり議会の権限強化になってくると思います。やはり一番は、もう出せば通るような、ちょっとそういう空気に、もうはっきり言って、僕はなっていると思いますので、そういう部分からも緊張感。というのは、それまでにやはり、ここはもしかしたら言われるかもわからんなという、先ほどと違いますが、町長の日程と違いますが、やはり相談っていいですか、議会に、いうことも出てくると思います、そういう形になっていけば。そういう面

からも、やっぱりちょっとそういう形を今後考えていけるものであれば
していきたいなど、私自身、思っております。

委員長 嶋田委員。

嶋田委員 1個目の予算委員会の進行方法については、私、傍聴にも行っており
ませんし、以前はそのような流れだったと思うんですけども、これを
委員長さんなり、予算委員会に入っておられた方にお聞きして、私なり
の考えをまとめてみたいと思います。

一般質問についての、これは、事前に公表というのは、開会日の1時ま
ででしたわね、提出するというので、そこら辺どうするかということで、
もう事前に公表できるかどうかというのはかかわってくるので、これもま
た考えていかなあかんことかなと思います。

3番目の予算審査のあり方、これは、原案に賛成か反対かやって、後
から出てきた修正案について、その修正案に賛成するというのはありかな
とも思いますし、そこら辺もどうかと。事前にね、予算審査のときに
出るものなら、それは出たほうがいいと思いますのでね、それもまたい
ろいろ考えていきたいと思っておりますけれども、これを次年度の議会運営委
員会に申し送りするのか、または次年度の議会運営委員会の中でまた改
めて発言していただくのか、そこら辺は、僕は、もう次年度の議会運営
委員会の中で発言していただいて、新しい委員さん、構成、なると思
いますのでね、そこで言っていたらええんではないかなと思います。

せやから、私はもう個人的な、これ、宿題として、個人的に考えてい
きたいなと思っております。

委員長 平川委員。

平川委員 予算審査のあり方については、例えば総務費なら総務費に関連する
方々にいてもらうとなると、仕事に支障が生じないかっていうところは
ちょっと考えてまた検討していただいたらなと思うんですけど、所管、
所管のときにすぐ上がらないといけないってなってくると、なかなかち

よっと、こう、事務作業が途切れるっていうようなことにもなってくるのかなっていう。それはちょっとまた、できるのかどうなのかっていうのは私もわからないところがあるので。

一般質問については、私も、こういう内容やったら傍聴したのについてというような声を聞いたりもしましたので、例えばホームページのところに、事前に提出したらアップするとかっていう対応がもしとれるのであれば、していてもいいかなっていうふうには思います。

あと、予算書の、早目についてということなんですけど、例えば印刷するのに時間がかかるっていうのであれば、あらかじめデータだけをCDか何かでいただくとかっていうことが可能なかどうなのかっていうの、またちょっと、役所の中の事務作業がどうなっているのかっていうことでもありますけれども、そういう方法もできるのかなっていうふうには思っています。以上です。

委員長 小村委員。

小村委員 1点目の予算委員会の進行については、平川委員と同様の意見です。理事者の負担がどうなのかっていうのをちょっと考えないとというところがあるのかなと思います。

あと、2点目の通告書も、実際にこれがアップロードにどれぐらいの時間がかかるのかという点で、正午に切るのか、今、ほとんどの方が通告書を朝一に出されていると思うので、例えばそれを11時っていうとか、そういう形でもいいのかなっていうのも1つ思います。そういう、いつアップロードするのかっていうのも、それがホームページに反映して皆さんが見られる状態にできるのにどれぐらいの時間がかかるのかっていうのも、ちょっと調べてみないといけないのかなと思います。

3点目の予算の修正案につきましては、できるだけ修正案がその予算委員会の最終日に出るような形がとれるのであれば、それはそれでありがたいなと思います。以上です。

委員長 ここで結論出すわけではないということで、前提で、提起はさせてい

ただきまして、また、嶋田委員からご意見いただいたんですけども、もう申し送りという形ではなくて、次年度また新たに提起はさせていただきます。

ただ、今、一定いただいたご意見の中で、私の思っていることをちょっと言わせてもらいますと、一般質問については、よその議会やと、例えば通告を2週間前に出してもらおうとかいう形でやっているところがあるんです。早目に出せば、例えば、今、斑鳩町議会の中だと、初日に出して、2日あけて一般質問という日程組んでいますけど、職員さんもものすごく大変やと思うんですね。だから、通告を早く出すという形にすれば、それで、事務局のほうに確認はしますと、PDFファイルにすればすぐホームページはアップデートできるということですので、そういった方法があるかなというふうに思っています。

予算委員会の進行についてもですね、職員の負担ということで今の形になってきた経過はありますので、それにも配慮して、また今後、審査、審議をしていけるかなというふうに思います。

3点目についても、どういうやり方があるのかについてもまだちょっと不明確な点がありますので、それもまた調査をしていきながら、できるのであれば新年度の新しい編成の中で協議をさせていただきたいなというふうに思っていますので、きょうのところはいろいろ皆さんのご意見もお聞かせいただいたということで、これで終わっておきたいと思えますけども、よろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長

そうしましたら、その他についても、以上をもって終わります
議長のほうから、何かございますか。

(な し)

委員長

事務局からは。

(な し)

委員長

それでは、その他については終わります。

継続審査について、お諮りいたします。

お手元に配布しています申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとしてこのように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

以上をもちまして、本日予定していました案件は全て終了いたしました。

なお、本日の委員長報告のまとめについては正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、これをもって本日の議会運営委員会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

(午前10時30分 閉会)